

2024年8月2日（金）
愛知県知多県民事務所環境保全課
環境保全グループ
担当 川島、河野
電話 0569-21-8111(代表)
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、荒木
内線 3050、3045
ダイヤル 052-954-6225

半田市及び武豊町における土壌汚染について

有限会社森田車輛(知多郡武豊町)が、半田市及び武豊町にまたがる同社事業場跡地において、自主的に土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

有限会社森田車輛

(2) 報告年月日

2024年8月2日（金）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県半田市旭町五丁目41番1及び42番1並びに知多郡武豊町字石川45番6、46番2、53番2、54番2、55番及び213番3の各一部

(4) 報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
ベンゼン	0.10mg/L (10倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～1.0m	6／70
鉛及び その化合物	0.017mg/L (1.7倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～0.5m	2／70
ふっ素及び その化合物	1.8 mg/L (2.3倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～0.6m	4／70

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

全ての調査地点で条例に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

3 事業者の連絡先

有限会社森田車輛

住所：知多郡武豊町字楠二丁目 93 番地

電話：0569-47-5526

4 調査対象地の概要

(1) 調査対象地の面積

5,157.50 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1968年から2023年まで、自動車解体工場の敷地として利用されてきました。

なお、敷地の一部は、有限会社森田車輛が2004年に取得しており、それ以前はガソリンスタンドとして利用されてきました。

調査対象地では、ガソリンに含まれるベンゼン並びに鉛及びその化合物の取扱履歴がありますが、漏洩^{ろうえい}事故の記録はありません。

また、ブレーキ及びエンジン等オイルに含まれるふっ素及びその化合物を取り扱っていた可能性があります。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・ベンゼン

急性毒性としては麻酔作用であり、高濃度暴露では中枢神経系に作用して、頭痛、悪心、けいれんを起こし昏睡死亡します。慢性中毒として、造血組織に対する障害作用があげられます。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg 以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)